

一般社団法人 日本拳法競技連盟 普通会員登録規定

第1条（目的）

本規定は、一般社団法人日本拳法競技連盟（以下「本連盟」という）が、日本拳法の健全な普及、発展と円滑な運営を図るための普通会員の登録（以下「登録」という）に関し必要な事項を定める。

第2条（登録の義務）

本連盟から普通会員として設定を受けようとするものは、本連盟に登録しなければならない。

第3条（会員資格）

登録の資格は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 団体登録
- (2) 個人登録

第4条（団体登録）

団体資格による登録は、本連盟の事業において団体名の使用、団体試合への出場等、団体としての権利を行使しようとする団体について行う。

2. 団体資格による登録は、原則として日本拳法競技連盟認定指導員の資格を有する者がおり、かつ個人登録をした者が在籍する団体について行う。

第5条（個人登録）

個人登録による登録は、本連盟及び本連盟を構成する団体（以下「本連盟等」という）の主催、共催、後援または主管に係る競技会に選手として出場しようとする者、審判員・監督・コーチ等競技者に対する指導的な活動をする者及び本連盟・地域競技連盟・職域競技連盟・允許組織の役員について行う。

2. 個人資格による登録の区分は、役員（役員・監督）、競技者（社会人・大学生・高校生・中学生・小学生及び未習家具時）とする。
3. 競技者は第4条による、いずれかの登録団体に登録されていないといけない。
4. 登録申請者は会費規定に基づく会費（登録費）を納付しなければならない。

第6条（登録期間）

個人登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

2. 登録の更新は会員の申請によるものとする。
3. 登録は事業年度の6月15日迄に行わなければならない。

但し、理事会で認めた場合はこの期間後でも申請することができる。

4. また、競技会等の開催に際して出場選手等の追加登録が必要となった場合、当該競技会の開催される都道府県連盟は追加登録を申請することができる。

第7条（登録の委任）

各都道府県日本拳法連盟（以下「都道府県連盟」という）に所属する会員（団体・個人）の本連盟への登録・会費徴収・納付は都道府県連盟がその任にあたる。

第8条

本連盟に登録を希望する場合、別途定める登録申請書を在籍する団体を経て、団体が所属する都道府県連盟を通じて本連盟に行うものとする。

2. 個人より登録の申請（新規・更新を含む。以下同じ）を受けた団体は内容を確認し、所定の年会費（登録費）を団体ごとに取り纏め、（更新）個人登録名簿一覧・（新規）個人登録申請書（以下「名簿」という）と共に所属の都道府県連盟に納付するものとする。

3. 団体より登録の申請を受けた都道府県連盟は申請内容を確認の上、都道府県連盟ごとに取り纏めて所定の年会費納付明細書に記入し、本連盟に入金する。合わせて都道府県連盟は名簿を取り纏めて本連盟に提出するものとする。

第9条（本部登録）

本部登録は直接本連盟に申請することが出来る。その対象は本連盟役員および地域競技連盟・職域競技連盟・允許団体の役員で理事会が承認した者とする。

2. 理事会が認めた場合、県連盟を通じず団体から直接申請を受けることが出来る。

第10条（複数の登録）

一つの登録団体を通じて登録した者はその登録の有効期間中は他の登録団体を通じて重複して登録することは出来ない。

2. 役員と競技者はそれぞれ兼ねて登録することが出来る。

3. 登録申請書の記載事項に変更が生じたときは、登録団体、都道府県連盟に速やかに届出なければならない。

第11条（交付金）

都道府県連盟に対する交付金は別途理事会で定める。

第12条（改廃）

この規定の改廃は理事会にて決議する。

附則

この規定は、本連盟が社団法人法の認定を受けて登記した日から施行する。

この規定は理事会の決議により一部を修正、6月10日より施行する。